

昭和三十三年七月二十二日 参議院會議録第二号 議長の報告 會議 故元参議院議長河井彌八君に対し弔詞贈呈の件

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

八

大蔵委員 成瀬 輔治君
社会労働委員 佐藤 芳男君
商工委員 小林 英三君
同 阿具根 登君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会
理事 後藤 義隆君 (後藤義隆君の補欠)
同 大谷 登潤君 (石黒忠憲君の補欠)
同 太谷 登潤君 (石黒忠憲君の補欠)
文教委員会
理事 安部 清美君 (安部清美君の補欠)
同 北畠 教真君 (北畠教真君の補欠)
同 吉江 勝保君 (吉江勝保君の補欠)

同日左の者は退官したので政府委員は自然消滅となった。
内閣官房長官 椎名悦三郎君
内閣官房副長官 松本 俊一君
同 小笠 公昭君
總理府総務長官 福田 篤泰君
同日左の者は国家行政組織法第十七条第六項の規定によりその地位を失つたので政府委員は自然消滅となった。

法務政務次官 中村 寅太郎君
外務政務次官 小林 網治君
大蔵政務次官 奥村又十郎君
同 前田佳都男君
文部政務次官 宮澤 喜一君
厚生政務次官 内藤 隆君
農林政務次官 小枝 一雄君
同 大野 市郎君
通商産業政務次官 内田 常雄君
同 原田 憲君
運輸政務次官 前田 郁君
郵政政務次官 佐藤虎次郎君

労働政務次官 赤澤 正道君
建設政務次官 大沢 雄一君
自治政務次官 丹羽喬四郎君
行政管理局政務次官 新井 京太郎君
北海道開発政務次官 大森 玉木君
防衛政務次官 小幡 治和君
経済企画政務次官 岡部 得三君
科学技術政務次官 横山 フク君
一昨二十日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命致したので原子力委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命致したので警察法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命致したので犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月三十日任期満了の再任
有澤 廣巳
同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命致したので警察法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月三十日任期満了の再任
木原 均
同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命致したので犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月三十日任期満了の再任
永野 重雄
同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命致したので犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

五月二十四日任期満了の再任
大塚今比古
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命致したので運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月十五日任期満了の再任
片岡 義信
同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命致したので運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日任期満了の中
谷村唯一郎
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命致したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月十三日任期満了の再任
今井 道雄
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命致したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月十三日任期満了の再任
七里 義雄
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命致したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

六月十三日任期満了の再任
八木宗十郎
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命致したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長において、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命致したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

大蔵委員 大谷 賛雄君
文教委員 宮澤 喜一君
農林水産委員 松野 幸一君
商工委員 河野 謙三君
運輸委員 田中 清一君
建設委員 田中 茂穂君
同 江藤 智君
同日通信委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 鈴木 恭一君 (鈴木恭一君の補欠)
同 手島 榮君 (手島榮君の補欠)
同 松平 勇雄君 (松平勇雄君の補欠)
同日委員長から左の報告書が提出された。

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から、日本ユネスコ国内委員会委員である左記の者から同委員会委員辞任の申出があつたので後任者の指名をお願いした旨の要求書を受領した。

参議院議員 笹森 順造
議長(松野鶴平君) これより今日の會議を開きます。

元本院議長河井彌八君は、昨二十一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと思えます。
議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

議長(松野鶴平君) 日程第一、九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(第三十四回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

「審査報告書は都合により追録に掲載」
九州地方開発促進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年七月十五日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
九州地方開発促進法の一部を改正する法律案
九州地方開発促進法の一部を改正する法律案

九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(地方財政再建促進特別措置法の特例)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に該当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

(財政再建団体以外の県に関する特例)

第十三条 前条第一項の財政再建団体以外の県で内閣総理大臣が当該県の財政の状況を勘案して指定するものに係る開発促進計画に基づく事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令に規定する事業に相当するものうち、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国の負担割合は、政令で定めるところにより、通常の国の負担割合の百分の百二十以内において政令で定める割合とする。

とする。ただし、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の九州地方開発促進法(以下「新法」という。)第十二条第二項及び第十三条の規定は、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)

が施行されるまでの間は、新法第十二条第二項及び第十三条中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替えるものとする。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕

○岩沢忠恭君 ただいま議題となりました九州地方開発促進法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

同法は昨年四月施行となったものでありますが、附則第二項の規定に基づいて、このたび次のように改正しようとするものであります。すなわち、九州地方開発促進計画に基づいて行なう事業について、当該の県が財政再建団

体である場合は、自治大臣が経済企画庁長官と協議して定める重要な事業に要する経費については、国の負担割合を通常の負担割合より二割引き上げること、また、財政再建団体以外の県で、内閣総理大臣が財政の状況を勘案して指定する県に対しては、その事業の経費にかかわる国の負担割合を通常の割合の二割以内において政令で定める割合だけ引き上げることとしたこととあります。なお、この引き上げ措置によつて、県の負担割合が一割未満となる場合には、一割となるように国の負担割合を定めることにしております。

委員会は、この案の趣意も、地方開発における国の補助制度に対する基本的考え方、第十三条に規定する内閣総理大臣が指定する財政再建団体以外の県の指定の準拠等でありましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終わり、討論に入りまして、米田委員から、自由民主党を代表して、次の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。

附帯決議案は次の通りであります。

法第十三条に規定する財政再建団体以外の県に対する国の負担割合は、財政再建団体と同程度の財政力の県に対しては、将来財政再建団体と同率となるよう政府において措置すべきである。

次いで、日本社会党内村委員、民主社会党内上委員及び無所属小平委員から、それぞれ米田委員提案の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終了し、採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、米田委員提案の附帯決議案について採決の結果、全会一致をもって本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩

午後四時三十八分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、この際、日程に追加して、原子力委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、原子力委員会設置法第八条第一項の規定により、有澤廣巳君、木原均君を原子力委員会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国家公安委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、警察法第七条第一項の規定により、永野重雄君を国家公安委員会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、中央更生保護審査会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、大塚今比古君を中央更生保護審査会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって同意することに決しました。

5

○平島敏夫君 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改

します。

111

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

いて、新たに委員三名を指名すること
になつております。

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（第三

決算委員会
一、昭和三十三年一般会計歳入
歳出決算、昭和三十三年特別

一、農林水産政策に関する調査
一、経済の自立と発展に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査
通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の
運営並びに電波に関する調査
建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に
関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産
の管理に関する調査

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、

委員会の審査及び調査を閉会中も継
続するの件を議題とすることに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。

本件はただいま報告いたしました各
委員長要求の通り決することに御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。よって本件は各委員長要求の
通り決しました。

これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

○本日の会議に付した案件

一、故元参議院議長河井彌八君に対
し弔詞贈呈の件

一、日程第一 九州地方開発促進法
の一部を改正する法律案

一、原子力委員会委員の任命に関す
る件

一、国家公安委員会委員の任命に関
する件

一、中央更生保護委員会委員の任命
に関する件

一、運輸審議会委員の任命に関する
件

一、日本放送協会経営委員会委員の
任命に関する件

一、国立国会図書館法の規定により
行政各部門に置かれる支部図書館
及びその職員に関する法律の一部
を改正する法律案

一、モーターボート競走法の一部を
改正する法律の一部を改正する法
律案

一、自転車競技法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案

一、小型自動車競走法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律
案

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長長の選挙

一、裁判官訴追委員及び同予備員辞
任の件

一、裁判官訴追委員及び同予備員の
選挙

一、飼料供給安定審議会委員、北海
道開発審議会委員、日本ユネスコ
国内委員会委員、国土総合開発審
議会委員、離島振興対策審議会委
員及び四国地方開発審議会委員の
選挙

一、委員会の審査及び調査を閉会中
も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 牛田 寛君

村山 道雄君 谷口 慶吉君

小平 芳平君 加賀山之雄君

原島 宏治君 稲浦 鹿蔵君

大谷 勝之助君 中尾 辰義君

白井 勇君 吉江 勝保君

奥 むめお君 辻 武壽君

北條 篤八君 岩沢 忠恭君

苦米地英俊君 野本 品吉君

三木 與吉郎君 高瀬 莊太郎君

天坊 裕彦君 館 哲二君

村松 久義君 堀 未治君

村上 義一君 大谷 肇君

辻 政信君 千田 正君

太田 正孝君 笹森 順造君

黒川 武雄君 泉山 三六君

杉原 荒太君 野上 進君

山本 杉君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 米田 正文君

鍋島 直昭君 岸田 幸雄君

北島 教真君 金丸 富夫君

川上 為治君 徳永 正利君

安部 清美君 手島 栄君

林田 正治君 佐藤 芳男君

柴田 栄君 中野 文門君

増原 恵吉君 平島 敏夫君

勝俣 登君 山本 利壽君

後藤 義隆君 堀見 俊二君

秋山 俊一郎君 古池 信三君

武藤 常介君 田中 啓一君

松平 勇雄君 田中 茂穂君

藤野 繁雄君 西川 甚五郎君

新谷 實三郎君 近藤 鶴代君

西郷 吉之助君 迫水 久常君

高橋 進太郎君 吉武 恵市君

永野 護君 下條 康廣君

小林 英三君 寺尾 豊君

野村 吉三郎君 大野 秀次郎君

大沢 雄一君 小崎 治和君

前田 佳都男君 宮澤 喜一君

横山 フク君 村上 春蔵君

鹿島 俊雄君 植垣 弥一郎君

赤岡 文三君 仲原 善一君

松村 秀逸君 井川 伊平君

西田 信一君 江藤 智君

梶原 茂嘉君 高橋 衛君

高野 一夫君 鈴木 恭一君

大川 光三君 佐野 廣君

山本 米治君 小林 武治君

小沢 久太郎君 青柳 秀夫君

加藤 武徳君 安井 謙君

斎藤 昇君 小柳 牧衛君

谷口 弥三郎君 木内 四郎君

紅 露 三郎君 重宗 雄三君

堀木 謙三君 那 祐一君

草葉 隆圓君 一松 定吉君

鹿島 守之助君 木村 篤太郎君

伊能 繁次郎君 大森 創造君

米田 勲君 中村 順造君

安田 敏雄君 千葉 千代世君

森中 守義君 横川 正市君

坂本 昭君 最上 英子君

森 元治郎君 鈴木 壽君

大河 原一 次君 木下 友敬君

平林 剛君 大谷 賢雄君

重政 庸徳君 阿貝 根 登君

近藤 信一君 石原 幹市郎君

植竹 春彦君 光村 甚助君

野田 俊作君 湯澤 三千男君

井野 碩哉君 藤原 道子君

加藤 シヅエ君 岡 三郎君

岩間 正男君 山本 伊三郎君

永末 英一君 基 政七君

相澤 重明君 松永 忠二君

田上 松衛君 秋山 長造君

藤田 進君 亀田 得治君

相馬 助治君 向井 長年君

椿 繁夫君 小笠原 三男君

松浦 清一君 阿部 竹松君

松澤 兼人君 佐多 忠隆君

田中 一君 中村 正雄君

曾根 益君 千葉 信君

久保 等君 吉田 法晴君

羽生 三七君 栗山 良夫君

内村 清次君 山田 節男君

赤松 常子君 棚橋 小虎君

法務大臣 小島 徹三君

文部大臣 荒木 萬壽夫君

通商産業大臣 石井 光次郎君

運輸大臣 南 好雄君

郵政大臣 鈴木 善幸君

自治大臣 山崎 巖君

国務大臣 迫水 久常君

国務大臣 高橋 進太郎君

政府委員 大平 正芳君

内閣官房長官

昭和三十三年七月二十二日 参議院會議録第二号

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四五一 官報課